

自動販売機設置業者募集要項

1 趣旨

富山市職業訓練センターにおいて、自動販売機設置業者を募集します。

2 貸付物件

(詳細は「物件説明書」に記載してあります。)

物件番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積(台数) 幅×奥行	最低価格 (年額(税抜))
1	富山市職業訓練センター	富山市向新庄町一丁目14番40号	1階 ホール	1.34㎡(1台分) 自動販売機 1.05m×0.8m ゴミ箱 幅1m以内×奥行0.5m以内 で貸付面積内に収まるもの	7,000円

※ 貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格

個人・法人・任意団体を問わず応募できます。ただし、次に該当する方は応募することはできません。なお、応募資格の確認にあたり、富山市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)により、申込者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 富山市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう)及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市町村税又は国税を滞納している者
- (5) 清涼飲料水自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有していない者

4 契約条件等について

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置業者に対し、建物等施設の一部を貸し付ける方法(賃貸借契約)により行います。貸付物件を第三者に転貸し、又は契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。

(1) 貸付期間

令和8年7月15日から令和11年3月31日までとします。

なお、貸付契約期間の満了をもって終了し、更新はしません。

(2) 貸付料

ア 貸付料は、最低価格(年額(税抜))以上で、公募にて決定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

イ 当該年度の貸付期間が1年未満であるときの貸付料の額は、①月額(税抜)(年額を12で除したもの)に、貸付する月数(本件の場合、令和8年8月から令和9年3月までの8か月)を乗じ(このとき、1円未満の端数が生じたときは切り捨て

る)、さらに②日額(税抜)(月額(※1円未満切捨て)を30で除したもの)に、貸付する日数(本件の場合、令和8年7月15日から同月31日までの17日)を乗じ(このとき、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)、①月額及び②日額を合計した額に、消費税及び地方消費税を加算した額とします。このとき、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとします。

例) 年額7,000円(税抜)の場合の令和8年度貸付料は次のとおり計算し、総額5,500円となります。

①R8年8月～R9年3月分(月割り)

$7,000 \text{円} \times 8/12 \text{か月} = 4,666 \text{円} \times 1 \text{円未満切り捨て}$

②R8年7月15日～同月31日分(日割り)

$(7,000 \text{円}/12 \text{か月} \times 1 \text{円未満切り捨て}) \times 17/30 \text{日} = 330 \text{円} \times 1 \text{円未満切り捨て}$

①+②=4,996円(税抜)

$4,996 \text{円} + (4,996 \text{円} \times 0.1) \div 5,500 \text{円}$ (税込、端数処理したもの)

(3) その他の経費

ア 自動販売機の設置、維持管理、交換、移動及び撤去等に要する費用は、設置業者の負担とします。

イ 電気使用料の実費相当分、設備等の消耗品及び清掃等の費用については、設置業者の負担とします。なお、本市の電源を使用する場合は設置業者において自動販売機に係る電気使用量を測定する計量器(子メーター)を設置してください。

ウ 電気使用料は、本市が発行する納入通知書により、その指定する期限までに指定の金融機関で納付してください。

(4) 仕様

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したもので、公共施設に相応しい外観を備えたものとしてください。

(5) 販売品目等

ア 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。また、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器又は紙容器とすること。

イ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

(6) 維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

エ 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応すること。

(7) 売上報告

設置した自動販売機の売上本数及び売上金額を、本市の定める期限までに書面により報告すること。

5 申込受付

(1) 申込方法

申込みは、郵送又は持参によるものとし、本市が定める提出先に必要な書類を提出してください。申込みに係る費用については、申込者の負担とします。郵送の場合は簡易書留とし、封筒には「申込関係書類在中」と明記してください。

(2) 提出書類

ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 販売品目一覧（様式第2号）

ウ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

エ 納税証明書（写し可）

・個人の場合…(ア) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の2）
（住所地を所轄する税務署にて交付のもの）

(イ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
（住所のある市町村の税担当窓口にて交付のもの）

・法人の場合…(ア) 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の3）
（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）

(イ) 市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
（本社のある市町村の税担当窓口にて交付のもの）

オ その他証明書類等（写し可）

・個人の場合…(ア) 印鑑登録証明書

(イ) 身分証明書（日本国籍の方のみ）

（本籍地のある市町村で交付のもの）

(ウ) 登記されていないことの証明書（外国籍の方のみ）

（最寄りの法務局で交付のもの）

・法人の場合…(ア) 印鑑証明書

(イ) 履歴事項全部証明書

・任意団体の場合…(ア) 団体規約

(イ) 役員名簿

(ウ) 事業報告書

(エ) 収支報告書

※ 複数の物件について申込む場合は、物件ごとに応募申込書兼誓約書を提出してください。

※ 納税証明書並びに印鑑登録証明書、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものに限ります。

※ 納税証明書が発行されない（課税されていない）場合は、納税証明書は不要です。

(3) 受付期間

令和8年6月10日（水）から同月24日（水）まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は除く。）の8時30分から17時15分までとします。

※ 郵送による提出の場合は簡易書留とし、令和8年6月24日（水）の正午必着とします。

(4) 提出先

〒930-0916

富山市向新庄町一丁目14番40号

富山市商工労働部 富山市職業訓練センター

(5) 注意事項

- ア 電話、ファックスによる受付は行いません。
- イ 「市町村税に関し未納がないことを証する納税証明書」については、発行する市町村により名称が異なる場合があります。発行されていない市町村は、当該市町村（東京都特別区は都）に賦課されている全ての税についての最新の納税証明書を添付してください。
- ウ 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却することはできません。

6 応募申込書に記入する金額

- (1) 応募申込書に記入する金額は最低価格以上としてください。
- (2) 応募額は年額とし、千円単位、税抜価格で記入してください。
- (3) 貸付料は応募額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。
- (4) 金額には、電気使用料等は含めないこととします。

7 設置業者の決定

- (1) 貸付物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格」に定める応募資格を有する者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、本市が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、本市が定めた最低価格以上で、最高価格で応募申込みを行った者を設置業者とします。
- (3) 販売品目が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募申込者の立会いのもと、くじにより選定します。

8 契約の締結

- (1) 設置業者と本市との間で市有財産賃貸借契約を締結します。
- (2) 契約締結及び履行に関して発生する一切の費用は、すべて設置業者の負担とします。
- (3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして本市が指定する期日までに市有財産賃貸借契約の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置業者の決定から契約の手続きの間に、設置業者の資金事情の変化等により自動販売機の設置、維持管理等が困難であると本市が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者が自動販売機の設置の受託者として、ふさわしくないと本市が判断したとき。
- (4) 設置業者が「3 応募資格」に定める応募資格を満たしていないこと又は満たさなくなったことが判明したとき。

10 自己都合による自動販売機の撤去

設置業者が、契約期間満了前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月以上前までに書面で申し出てください。この場合、当該自動販売機を含む契約を解除することとします（1つの契約で複数台の自動販売機を設置している場合は、全ての自動販売機を撤去していただきます）。解除した場合、支払済みの貸付料は返還しません。また、同物件にかかる次回の公募に応募することはできません。

11 問合せ先

〒930-0916
富山市向新庄町一丁目14番40号
富山市商工労働部 富山市職業訓練センター

電話：076-451-7500
FAX：076-451-0436

(参考)

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者とその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

富山市の休日を定める条例(抄)

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)